



子どもが生まれたら・・・



子どもが生まれたら、次の子育て支援制度が受けられます。

本庁 子育て支援課(12番窓口)、甌島振興局・各支所 地域振興課で下記の手続きをしてください。

【注意事項】

※児童手当は、申請して市の認定を受けなければ、手当を受けることができません。
(原則、申請月の翌月分から支給を開始し、年齢到達までの受給となります。)

※里帰り出産先の市町村では、申請できません。
他市町村で出生届を提出される場合は、申請忘れに注意してください。



制度	内容						
子ども医療費助成	<p>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費(医療保険自己負担)を全額助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要なもの=子ども(もしくは子どもを扶養する被保険者)の健康保険証 振込先口座のわかるもの(保護者名義) 保護者が市外住民の場合、保護者のマイナンバーがわかるもの 						
児童手当	<p>中学校修了前までの子どもを養育している方に児童手当を支給します。 (6月、10月、2月にそれぞれ前月分までを支給します。)</p> <p>【手当の月額】</p> <table border="0"> <tr> <td>3歳未満</td> <td>15,000円(一律)</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前</td> <td>10,000円(3人目以降15,000円)</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円(一律)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 必要なもの=健康保険証(受給者名義) 振込先口座のわかるもの(受給者名義) 受給者及び配偶者のマイナンバーがわかるもの ※2人目以降の手続きについては不要となります。 その他添付書類=児童と別居の場合、児童のマイナンバーがわかるもの <p>★★★注意事項★★★</p> <p>※出生・転出予定日の翌日から数えて15日以内に手続きをされないと、手当を受給できない月が発生することがあります。お早めにお手続きください。</p> <p>※公務員の方は、職場での手続きとなります。</p> <p>※所得が限度額以上の場合、子どもひとりにつき月額5,000円となります。</p> <p>※所得が上限額以上の場合、児童手当等は支給されません。</p> <p>※一部の受給者は、毎年6月に児童手当現況届を提出する必要があります。</p> <p>☆令和6年10月分から制度が改正されます。</p>	3歳未満	15,000円(一律)	3歳以上小学校修了前	10,000円(3人目以降15,000円)	中学生	10,000円(一律)
3歳未満	15,000円(一律)						
3歳以上小学校修了前	10,000円(3人目以降15,000円)						
中学生	10,000円(一律)						
子育て支援パスポート	<p>18歳未満の子どもがいる世帯または妊娠中の方が、協賛店でパスポートを提示する とさまざまな子育て支援サービスを受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要なもの=母子健康手帳(妊娠中の方) 対象=満18歳未満の子どもがいる世帯または妊娠中の方 <p>※スマートフォンでも登録可能です。 「鹿児島県こそば」で検索してください。</p>						

※受給資格の消滅(転出等)・変更等が生じた場合も、手続きが必要です。

もしも、ひとり親になってしまったら・・・

- ・ひとり親家庭等医療費助成
- ・児童扶養手当(母子、父子等)の手続きが必要です。



詳しくは、子育て支援課(12番窓口)までお問い合わせください。

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

Tel 0996-23-5111 内線(2364・2365・2366)